

道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託（運搬）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託の運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

（業務の内容）

第2条 本業務は、燕・弥彦総合事務組合水道局（以下「水道局」という。）の各浄水場で保管または発生する産業廃棄物（浄水汚泥）の運搬業務（受け渡し場所から業務を行う施設まで）とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。委託期間中に運搬業務に係る全ての手続が完了すること。

（業務の履行義務）

第4条 受託者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に運搬業務を履行しなければならない。

（産業廃棄物の性状等）

第5条 運搬業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおり。

- (1) 産業廃棄物の種類は汚泥（浄水汚泥）である。
- (2) 汚泥の含水率は概ね60%である。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。
- (4) 予定数量は、約900トン。
ただし、各浄水場の稼働状況により数量の増減を行う。
- (5) その他詳細は別紙運搬業務条件及び汚泥の性状等のとおりとする。

（産業廃棄物の受け渡し）

第6条 第5条に掲げる産業廃棄物の受け渡し場所は、下記のとおりとする。

名 称	場 所
道金浄水場	新潟県燕市道金2934番地
吉田浄水場	新潟県燕市吉田西太田35番地1

2 前項の受け渡し場所において運搬車両への産業廃棄物の積み込みは、委託者が別途委託する者が行う。

（産業廃棄物の搬出可能日等）

第7条 前条第1項の受け渡し場所から産業廃棄物を搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、委託者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

- (1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。
- (2) 搬出時間は原則として、午前8時30分から午後5時とする。

（運搬車両等）

第8条 産業廃棄物の運搬に使用する車両等は、汚泥や汚泥からの余水等が流出及び飛散のない

構造とする。

(業務管理)

第9条 受託者は、業務に必要な従業員等を確保し、業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

2 受託者は、マニフェストを搬出の都度準備し、委託者又は委託者の指定する者の確認を受けるものとする。

3 処分先での計量により確認した数量をマニフェストに記入されるものとする。

(グループ構成員の業務管理)

第10条 グループで受託した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整をおこなうため、受託者は、工程管理に協力すること。

(関係法令の遵守)

第11条 受託者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第12条 受託者は、業務の履行にあたり労働基準法（昭和29 年法律第49 号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬の変更)

第13条 受託者は、受託者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受託者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第14条 受託者は、委託者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに委託者に報告し、その指示により、受託者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受託者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(数量の確認)

第15条 引き渡し数量の確認は、処分先の計量器（計量検定済、最小目盛10kg）を用いて行うものとし、その計量結果をもって業務完了報告とする。

(故障事故報告)

第16条 受託者は、業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第17条 受託者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を得ているものとする。

2 受託者は、産業廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に浄水汚泥や脱離液等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受託者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 第6条に掲げる受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りにつ

いて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

- 4 受託者は、委託者から受託した第2条に規定する業務を、他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第18条 受託者は、運搬業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時有資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第19条 受託者は、毎月の運搬業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及び1次マニフェストB2票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

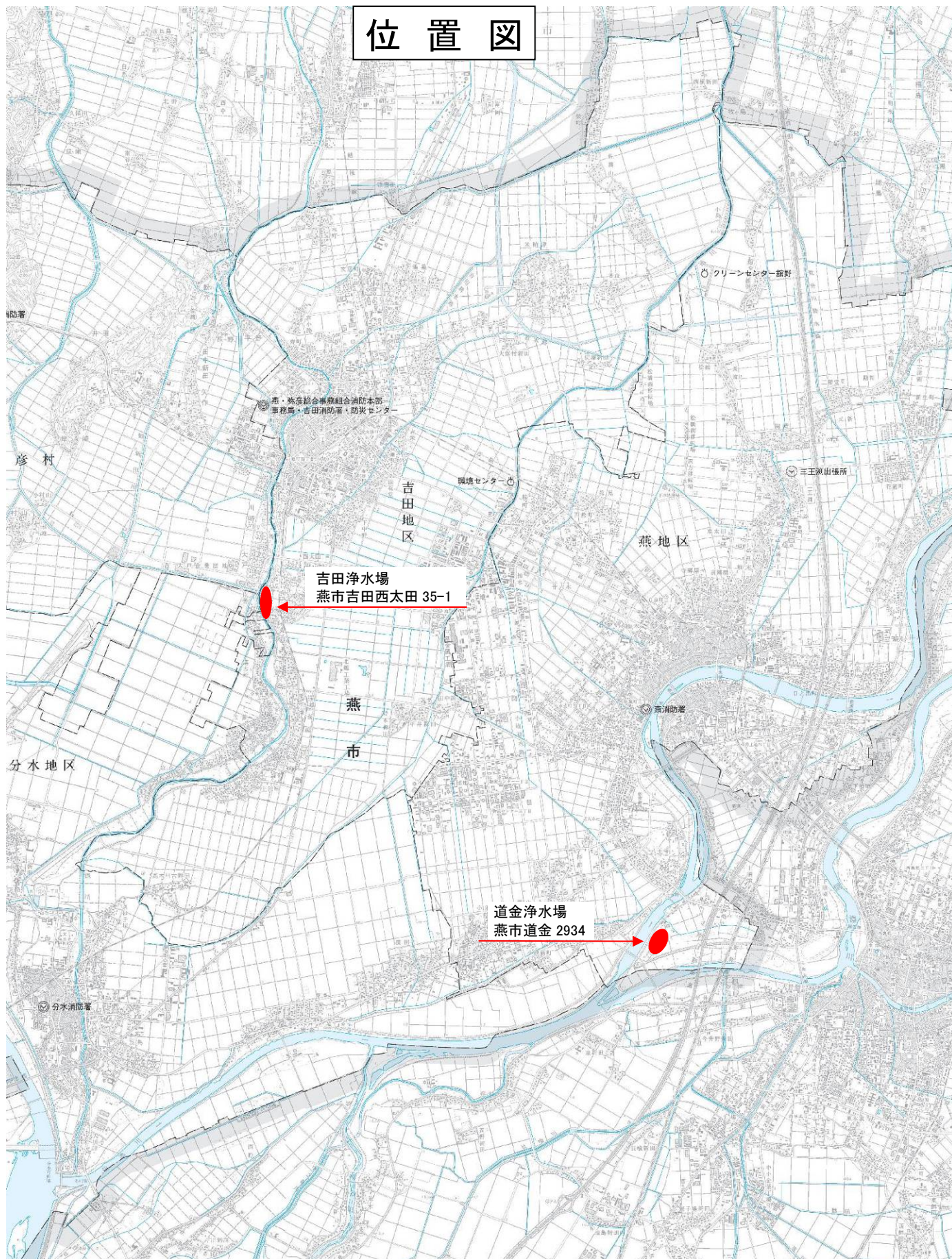
第20条 受託者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、委託者と協議のうえ決定する。

(別紙)

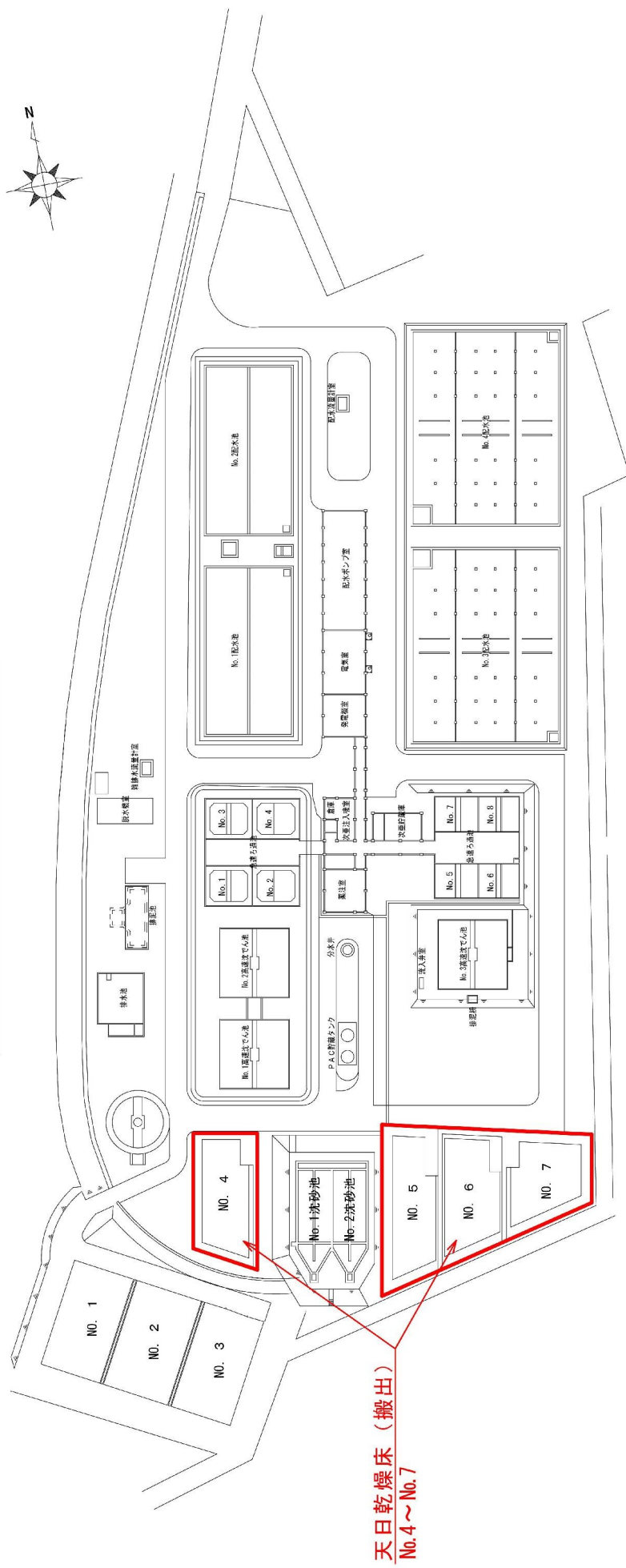
運搬業務条件及び汚泥の性状等

1	業務仕様	道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託（運搬）
2	委託予定期間	契約締結の日から令和5年3月31日まで
3	受け渡し場所	・新潟県燕市道金2934番地（道金浄水場内） （別紙「道金浄水場施設平面図」を参照） ・新潟県燕市吉田西太田35番地1（吉田浄水場内） （別紙「吉田浄水場施設平面図」を参照）
4	予定数量	約900トン
5	産業廃棄物の性状	種類は浄水汚泥（天日乾燥汚泥）。 ・浄水汚泥の含水率は60%程度。 ・浄水汚泥は放射性物質を含む可能性があるが、100Bq/kg 以下。 過去3年の最大値は以下のとおり 令和元年度 26Bq/kg 令和2年度 12Bq/kg 令和3年度 14Bq/kg ・浄水汚泥は河川水から水道水を生成する際に生じたものであり以下により生成される。 ①取水した河川水にポリ塩化アルミニウムと苛性ソーダを添加し、懸濁物質を凝集沈降させる。 ②凝集沈降した懸濁物質のみを抽出し天日乾燥したもの。 （又は、高分子凝集剤を添加して水分を抜いたもの。）
6	その他	運搬業務については、「廃棄物処理法」に基づき、新潟県等の許可を受けていなければならないこと。 また、運搬にあたっては、汚泥等が流出、飛散する恐れのないものであること。

位置図



道金浄水場 施設平面図



天日乾燥床 (搬出)
No. 4 ~ No. 7

吉田浄水場 施設平面図

